

# 平安鎌倉時代における

## 医書の訓読について

松本光隆

### 目次

はじめに

一、典藥寮の学制

二、医家の成立

三、平安時代の医家の実状

四、医家の家説

五、医書の訓読

まとめ

はじめに

平安鎌倉時代の漢籍の訓読における博士家各家の家学の存在とその具体的な訓読の様相とは、従来、先学の研究により明らかにされて来た。そうしたなかにおいて、医書の訓読については、さほど明らかにされていない。本稿では、医書の訓読について、医家各家における家学の存在と、その具体的内容の一端とに言究しようと考えらる。

### 一、典藥寮の学制

平安時代においては、制度面で官医制度は前代に制定された令によって基本的には設けられていたものと考えられる。平安時代に入ってから、令の規定は、延喜式等によって改変されたが、部分的な改変であって、根本的には、令の定める所に従ったものらしい。官医制度において、専ら学問的活動を担っていたのは典藥寮で、この典藥寮における制度について医疾令を見ると、医生・針生は、それぞれを学ぶべきかを規定している。ここには、黄帝甲乙經・脈經・神農本草・小品方・集驗方・黄帝素問經・黄帝鍼經・黄帝内经明堂・脈決・流注經・偃側圖・赤烏神針經等を定めている。又、医生・針生は、それぞれ習った所に従って古方を抄出し、それを誦するよう定められ、又、本草・素問・黄帝針經・甲乙經を教習したならば、医博士・針博士は、全て、文に依て講説すべき旨を定められている。その講説にあたっては、五經を講ずると同じようにせよと定められており、医書の講説が、五經と同様に行われたものと考えられる。基本的に、医書の書物の学習における方法は、学令に定められたそれに準ずるもので、大学寮に行われたものと同じ形態が取られたものと考えられる。

令の規定に対する改変は、ある程度行われたが、その根幹はやはり令によったもので、延喜式による改変も、根本的なところでの改

変ではなく、一部の修正にすぎない。しかし、例えば、延喜式に定められた医生の学習すべき書は、太素經・新修本草・小品方・黄帝内經明堂・八十一難經・蘇敬新修本草等の書名を認めることができ、時代の変化と共に、典藥寮における習得すべき基本書も部分的には変化しているものと考えられる。

## 二、医家の成立

公的な医学の学問的な活動は、主として典藥寮の担うところであったと考えられる。典藥寮における要職の相伝は、家学の發生と結びつき大きな意味を持つものと思われる。「新加別記第二十六」に所載の「典藥頭補任次第」によると、天曆十一年（九五七）正月に和氣時雨が典藥頭に任ぜられてより、専ら丹波、和氣兩家の人物が任ぜられている。他家の人物では、茨田滋秀が長徳四年（九九八）八月に、菅原典雅が長和二年（一〇一三）四月に任ぜられているだけである。官医界では、典藥寮と共に、勢力を有したものに施藥院があるが、「典藥頭補任次第」に混入している「施藥院使補任次第」を見ると、記事は、康治三年（一一四四）二月十三日の丹波重成の補任に始まるが、元弘元年（一一三三）十月五日に和氣仲成が補任されるまで、建保六年（一一二八）四月九日に和氣長成が任ぜられた以外は、すべて丹波家の人物が任ぜられている。

平安時代における典藥頭・施藥院使が、医道における重職であったことは、「官職秘抄」・「職原抄」・「百寮訓要抄」等に見えていることで知られる。この重職の相伝という事実は、当然、医家としての家柄を築いたであろうし、明経・紀佐両道における博士家の如く、医学における家学の存在も想起される。

今少し、右の事を考えてみる。説話資料であるが、「続古事談第五 諸道」に次のような記事が掲載されている。

○富家殿余治シ給ケルニ、重康申サク、日神モ、ニアリ、ヤキ給ベカラズ。コノカミ忠康申サク、内モ、外モ、コトナリ。醫書明堂図ニ見エタリ。外モ、ハダカルベシ。玉篇切韻、マコトニ忠康ガ申ゴトシ。コレニヨリテ重康ヲメサズ。忠康ヤキタテマツル。兄弟中アシクシテツネニカ、ル事アリケリ。忠康ハ、雅忠ガ實子ニハアラズ。上野守良基ガ子也。雅忠オサナクヨリテニシテ道ヲツタヘタルナリ。醫道ノ課試忠康マデシタリ。其後スルヒトナシ。

（続群書類従 卷第四百八十七）

という記事がある。医道における課試が、忠康までであったというのは、つまり、令や式に定められた課試が、実際に行われていたのは、忠康の時までであるという意味であろうと考えられる。この資料が説話資料であるということから、史実をそのまま伝えてくるか否かは疑問の残るところであるが、令や式に定められた課試が、平安時代の後半には行われていなかったという事態を推測しても差支えないと考ええる。つまり、医道の職を丹波・和氣兩家が専有するという事態に対して、課試という制約がなくなるという事に他ならない。

課試は、具体的には、当初の形態が医疾令に規定されている。課試には、定期的な課試と、任用にあたっての課試とを定め、大学生の例に準ずる旨を規定している。このうち任用に関する課試については、五畿内と志摩・伊豆・飛騨・佐渡・隱岐・淡路の国博士医師の補任について、三十一歳以上の者で、試験に及第しないものは、白読のみの課試で国博士医師に任用しようとし、類聚三代徳天長七年十一月

十五日付太政官第一端は、非受業の医師の任用は中止されたものの、新三代格元慶七年十月廿五日付太政官符諸國の博士・醫師については、正式な課

試を通過しなくとも、長年の間、学舎に苦住したものの、又は、鴻儒名医の子孫については、特に権任に補せられるという規定が設定される新三代格元慶七年二月一日付太政官符。延喜式においては、課試に及第しなくとも、特に博士の推薦のある場合には、諸國の博士・醫師となり得る規定となる。右の諸資料の中には、中央での任用について触れておらず、中央においては、任用にあたり課試が行われていたものであろうが、諸國におけると同様、中央においてもその規定が次第に緩和されていったであろうということは、推測するに難くない。そして、終には、統古事談にも記述のある如く、課試すら行われなくなつたと考えられる。諸國におけるが如く、中央の機関においても、博士等の推挙により、又、名医の子孫ということで任用されることになれば、職籍そのものも相伝されることにならうし、医道の家柄として、一つの家が専らその職にあるということも生じ得ると考えられる。ここに呈する情況は、大学寮における博士家と同様に、医道・典藥寮においても医家の成立を考えることができる。典藥寮における学制は、令にも式にも、大学寮における学制に準ずるものとして設定されているのであるから、共に類似した情況で変化して来たものと考えられるのである。

実際に、典藥頭・施藥院使の職は、平安時代の後半になると、丹波・和氣の兩家に専有されることになり、その兩家の系図を辿ると、丹波家では、康頼が針博士・医博士に任ぜられてより、和氣家では、時雨が典藥頭・医博士・針博士に任ぜられてより、代々医道の重職が相伝されていることを知ることができる。

### 三、平安時代の医家の実状

古記録類に現われる記事について、医家の学的な動向・情勢を考えてみる。

平安時代の終りにおける実質的な医療活動は、「水左記」「後二条師道記」「中右記」「殿曆」「永昌記」「雅美公記」「兵衛記」「台記」「山槐記」「玉葉」「吉記」等の公家の日記の中に多数見出すことができる。今は、これを措き、学問的なことに言及する。医学が、和氣・丹波兩家の相伝の学となつた情況については、先に少し触れた。こうした情況は、平安時代の末には医学の形骸化を招いたものと思われる。これに対して、有識層の拡大により、院政期の末には、民間医の勢力の伸長を窺うことができる。例えば、「玉葉」には、鎮西医僧賢障房安元三年六月四日や、筑紫の医師法師なる人物安元五年閏二月十六日、大和国医師安元三年六月廿日、仏藏人上西永二年閏六月廿三日、同四年七月十八日等等の活躍の記事があり、官医の勢力に対する民間医の勢力の伸長をうかがうことができる。

官医学は、平安時代末には形骸化したと考えられるが、例えば、丹波家においては、当初の医者としての名声は、康頼が医心方三十巻を撰述したことや、名医として聞こえた雅忠が、高麗より医人を申請されたのに対してその名が上り、結局は断つたという事件水左記 承暦四年閏八月十五日・同十四日閏廿三日・統古事談 十訓抄等をはじめとして、説話類に種々の事柄が残されるなど、実質的にもその医者としての能力が充実していたものであろうし、学問的にも実力のあつたことが推定される。

官医内部においては和氣・丹波兩家の間に確執・論争があつた。例えば、後朱雀院の瘡について、時の典藥頭和氣相成と丹波雅忠と

の間に、水を忌むべきか否かについて意見の対立があり（説書明鏡、仁安二年には、上皇のかぶれについて医師主税頭丹波知康・典薬頭丹波重成・施薬院使丹波憲基・采女正惟宗保道は灸治すべき旨を繚し、内匠頭丹波重長・織部正和氣定成は灸治せざるべき旨を奏して意見を異にし、兵部卿仁安二年閏七月十五日・同十九日、承安二年には、腰上脊骨右方の二禁についての療法で、丹波憲基と和氣定成・丹波重長との間で意見が異なり、玉養承安二年九月廿日、安元二年には、丹波憲基と和氣定成との間に、針すべきか否かについて、玉養安元二年六月廿七日、又、法皇の二禁についての療法が、丹波憲基・頼基と和氣定成との間で対立し、玉養安元二年七月十七日、治承五年には、邦綱の二禁の治療の次第について丹波憲基と和氣定成との間で意見を異にしている、玉養治承五年二月廿八日。さらには、安元二年には、丹波憲基・頼基が、女院の腫物を和氣定成が日来治療しているにもかかわらず効果の現れないことを批難したことがあり、吉記安元二年六月十三日、逆に、和氣定成の讒言によって丹波憲基が恩賞に漏れたという事件があり、玉養安元二年七月十七日・同九月廿九日、治承二年には、施薬院使丹波頼基の補任にあたり、和氣定成は、その子定長を施薬院使に補任さるべく推挙したが、結果的には許可されなかつたという事もあつた、玉養治承二年四月九日。これらの事は、丹波・和氣両家間の政治的な確執であるが、先にも触れた如く、療治に対する意見の対立もあり、これらの対立が、単に個人間の問題をなはれて、家柄という束縛の上において生じたとも理解される。

さて、院政期に至つては、医道の要職は、丹波・和氣両家により専ら占められるが、当時の医家以外の人々がどのように医学と関つていたのかを考えてみる。

例えば、天養二年移点の医心方は、その讒語の中に、天養二年移点の医心方を指して、「御本」とした記載がある。又、後年、正親町天皇より和氣氏の末流である半井家に下賜されたという事実から、天養二年の移点本は天皇家か、又は皇族に献納された可能性が強い。又、天養二年の移点本は「宇治本」と言われるものの移点本であるが、この宇治本は同じく天養二年の移点本の讒語より、藤原頼長の所蔵本であつたとされる。天養二年移点の医心方に關係するだけでも、天皇家又は皇族と、藤原頼長が医心方を所持していたことが判明する。さらに、古記録を検索すると、

○憲基持來医心方廿八卷、先日爲加□下給也（玉養安元二年五月二日）

○近日從唐所持來之医書從院借給、誠有興書也、摺本卅帖忽不能書留、依念返召、今朝可返出之由殿下所被仰也、尤可謂秘藏書歟

中右記元永元年二月

等の記事があつて、医書が、医家の手にのみではなく、かなり一般的な人物の間にも普通に所蔵されていたものと考えられる。さらには、書物のみではなく、例えば、藤原兼実が、丹波知康に、灸治の口伝について問うたり（玉養治承三年三月十三日、丹波憲基と医書「丹参香功能文」について談じたり、玉養承安三年八月廿七日、女医博士丹波経基に、眼前で「阿梨勒散」を調査させてそれを習得しようとしている、玉養承安五年四月十一日・同十三日）。又、丹波頼基を招じて、眼前で医書を講読させているし（玉養治承三年七月十一日、和氣定成・丹波憲基・丹波頼基と和氣定長・丹波知康に命じて、医書を抄出させている、玉養治承五年九月九日）。こうしたことから、医学が、医家の人物のみではなく、医家以外の人々によつても享受されていたもので、さらには、医書につ

いても、他の漢籍類と同様に、貴人に対しての個人教授が行われていたであろうと考えられるのである。右の如く、医家以外の人物が、医家の人物に医書を講読させたり、医書の抄出をさせたりするということによって推察できる。

二「医書が一般に所蔵されていたということは、書籍の目録類の中に医書の書名を多数認めることによっても裏付けられる。「本朝書籍目録」の中に医書として、大同類聚方・撰撰藥決・金蘭方・掌中方・医心方・倭名本草・難経開委・集注大素・養生抄・養生秘の書名が掲げられている。「通憲入道蔵書目録」には、病源論・大観本草目録・大観證類本草・藥證病源歌・合藥方・医書要字・藥種略決・要藥秘方・本草和名・応驗如神方・宋人密語抄・勝金方・勝金方目録等の医書の書名が掲げられている。又、高山寺蔵の「禪上房書籍欠目録」には、

#### 第四十四箱

古文孝經一卷法明房 官位一官 住來一卷

曼字集一卷 以露波釋一帖 掌中要法一卷

醫家秘要抄一卷

丹家

#### 第四十六箱

銀宗大字唐韻五帖

雜撰字鏡一上中下

本草和名二帖上 丹家 順和名四帖

諸宗點圖集一帖

丹波抄五卷 以相公入道之本更補致了「東寺抄門勅教」番抄二「藥抄三」合為五帖

とあって、他の漢籍類と共に、医書の書名が掲げられている。以上

の如く、書籍の目録類の中に医書の書名が見え、医書が、一般の人々の間に所蔵されていたことが裏付けられるのである。

#### 四、医家の家説

先には、医家としての丹波・和氣両家の様相を見たが、家説の存在と、その内容について考察を加える。

家説の存在は、古記録に、

○忠康朝臣累代名家門業相傳本在記承暦四年八月五日

○何況家々説々不同、古來醫家之論、只在此事、仍一人之抄出、難備指南、旁不及召仰也、(玉葉抄卷五十二月十五日)

等とある記事からも、平安時代後半には家説が存在し、相伝されていたであろうと考えられる。又、仁和寺蔵黄帝内經太素の奥書に、

#### (卷第廿二)

仁安三年四月十四日以同本書之 丹波頼基」(別巻『移點校合了』

本云「保元二年二月二日以相傳本校合移點憲基」(別巻別紙)『正應

三年十二月二日以累祖傳之本讀合了』施藥院使丹波長光(花押)」

とあり、鎌倉時代の奥書であるが、仁和寺蔵黄帝内經明堂卷第一(乙本)の奥書に、

本云「永仁四年正月十二日書寫畢」同廿三日移點畢」同年二月二

日移朱點畢」同六日校合畢」散位丹波朝臣長高判」本云文永七年

八月二日書寫畢」同十日移點畢」同十六日移朱點畢」同廿一日校

畢」散位丹波朝臣篤基判」本云「寛文元年六月廿二日以相傳本書

寫畢」本云「建曆三年春晦日以相傳本於獨下書了」同年四月四日

酉時於北對朱點畢」同八日申尅墨點并一校了」建曆第三年癸亥

廿六日授息男二千石」頼委了<sup>判</sup>受底訓了頼委」寛元二年正月廿五日授息男光基已訖」散位丹波朝臣<sup>判</sup>受訓説了」權侍醫丹波朝臣光基」文永七年八月廿五日以訓説授息男篤基了」主税頭兼權侍醫丹波朝臣<sup>判</sup>受底訓了」篤基<sup>判</sup>永仁第六年仲夏十九日以所讀了」秘説授嫡男 長高了」員外醫侍丹波朝臣<sup>判</sup>受嚴説了」權侍醫長高<sup>判</sup>于時永徳三年十月八日書寫畢<sup>(別張)</sup>『同十五日移點早』同廿二日移朱點畢同晦日一校了」于時永徳三年十月八日書寫畢」東方生風受嚴説早」于時永徳三年十月八日書寫畢權侍醫少卿之風人後生」噫少卿之風少卿生風也風生木少卿之風景五木木生酸夫二酸草木既判則」黃帝曰東方生風夫二酸既判則五六斯位神居東方春應永第十曆十月八日受嚴了」應永第十曆十月八日受嚴説<sup>(以下紙切斷)</sup>

とあり、相伝本の存在が判明する。奥書に見える人物で、黃帝内經太素の憲基・頼基は父子関係にはないが、長光は頼基直系の孫である。黃帝内經明堂(乙本)に見える頼季・光基・篤基・長高は父子であり、父子相承の事実を理解できる。又、丹波家における家説の存在も理解され、少なくとも、鎌倉時代に入ってから、家説として、訓説も重要な地位を占めていたことも推察される。

和氣家においても、前田家蔵黃帝内經明堂卷第一の奥書、江戸時代の模刻本真本千金方の奥書から(後掲)、家説・相伝本の存在と、相伝の事実を裏付けることができる。

さて、医家の家説は、大学寮における博士家の家説とは内容的には異なっていたものと考えられる。博士家の家説が専ら、漢籍を訓読するという点において形成されていたのに対して、医家における家説は、医書を訓読する場合の訓説と共に、今一つ、療法等の具体的な診療に関する家説が存在したのであろうと考えられる。医学

が、技術学的側面を持つものであるから当然の事とも言えるが、訓説と具体的な診療に関する説とが相俟って家説を形成していたものと考えられる。

## 五、医書の訓読

先には、医家の成立と家説の存在・その内容について述べてきた。ここでは、医家における学説を具体的に示すところの調点資料における訓読法の異同から家説の存在を今一度裏付けてみたい。

書陵部蔵医心方は、江戸時代の模写本ではあるが、巻第八に付載された奥書に、

天養二年二月以宇治入道太相國本移點」

移點小内記藤原中光比校助教清原安安」移點比校之間所見及之不審直講

中原師長」醫博士丹波知康重成等相共合醫家本早」文殿所加之

勸物師長以墨書之令朱合點」

宇治本」

初下點行盛朝臣 朱加點墨假字」重加點重高朝臣 朱加點假字勸物又以朱點句干體點

御本不改彼様令移(下補)點之」

とあり、天養二年の移点本を底本とした忠実な模写本である。成實堂文庫所蔵の医心方卷第廿二も天養二年の移点本であるが、右の奥書によれば、一次点を紀伝道の博士家・藤原日野家の人物である藤原行盛が加点し、それに対して二次点を医家 丹波家の人物である丹波重基が加点したことが知られる。この二系統の調点は、その表記上の差違から見分けることができ、訓読法上に異同を認めることができる。天養本医心方の訓読法については、先に論じた事がある。二系統の訓読法の異同は、例えば、

① 煮取二升、半分三服。

(丹波重基点)

② 胃脇滿、氣逆、干嘔。

煮取二升半、分三服。(一139)

③ 栝石末、面脂、和。

胃脇滿一氣逆、干嘔。(十九529)

④ 湯中加附子一枚、是「也」。

栝石末、面脂、和。(※印付庵点)

⑤ 内水中、便出。

湯中加附子一枚、是「也」。(一150)

⑥ 内口中、便出。

内水中、便出。(五151)

⑦ 仍須少食菜、於藥、爲佳。

内口中、便出。(五153)

⑧ 封「之」。

仍須少食菜、於藥、爲佳。

⑨ 身心、頓惡。

封「之」。(一545)

⑩ 作者、悉盜棄「之」。

身心、頓惡。(一402)

⑪ 作者、悉盜棄「之」。

作者、悉盜棄「之」。(一536)

⑫ 作者、悉盜棄「之」。

作者、悉盜棄「之」。(一536)

⑬ 作者、悉盜棄「之」。

作者、悉盜棄「之」。(一536)

⑭ 作者、悉盜棄「之」。

作者、悉盜棄「之」。(一536)

⑮ 作者、悉盜棄「之」。

作者、悉盜棄「之」。(一536)

⑯ 作者、悉盜棄「之」。

作者、悉盜棄「之」。(一536)

⑰ 作者、悉盜棄「之」。

作者、悉盜棄「之」。(一536)

⑱ 作者、悉盜棄「之」。

作者、悉盜棄「之」。(一536)

⑲ 作者、悉盜棄「之」。

作者、悉盜棄「之」。(一536)

(花押)「觀應三年八月七日以家秘說授權女醫博士」(千時十、爲成)

「正四位下行典藥頭兼侍醫和氣朝臣(花押)」(三三三三三三三三)

「十一」享德四年五月十九日放紙續書加一見了」(正三位和氣朝臣)

「一和末葉明孝(花押)」(建治三年十一月廿三日以家秘本書「寫之畢」)

「同廿六日點點(朱書)」(同十二月十一日朱點了同十三日一枚畢、從五位上行)

權女醫博士和氣朝臣仲景(花押)」(正安三年正月五日讀畢)

「從五位上行準人正兼權女醫博士和氣朝臣弘景」(以家說授弘景早)

「大膳權大夫(花押)」(延慶二季八月七日讀畢)

「以秘說授音成早(花押)」(建武五年正月十一日一見了)

「(花押)」(觀應三年九月廿一日以家秘)「說授阪古丸早」

「大醫令」(康正元年貳年六月十七日以虫拂次一見了)

「正三位和氣朝臣」(永正元年仲冬廿日一見早)

「(五位下和氣朝臣(花押))」(※印「訖」)

天正三年三月二日一見了 和末葉明雅(花押)

とあり、この真本千金方が和氣家の訓詁を伝えるものであることが理解される。

この真本千金方は、医心方卷第一との同文箇所を有するもので、天養本医心方卷第一と比較すると、訓詁法に異同を認めることができる。例えば、

(真本千金方) (医心方)

⑦ 仍須少食菜「於」藥、爲佳。 仍須少食菜、於藥、爲佳。

⑧ 封「之」。 封「之」。(一545)

⑨ 身心、頓惡。 身心、頓惡。(一402)

異同であるが、⑦は、文脈の解釈が異なり、⑧・⑨・⑩は、訓読の語調・用語の性格が異なる。

右のように、真本千金方と天養本医心方においても、先に見た、天養本医心方における藤原行盛の訓点と丹波重基の訓点との間にある訓読法の異同と同様の異同を認めることができるのである。こうした訓読法上の異同は、医家の家説の異同の反映に他ならないと考えられるのである。

### まとめ

以上、令・式をはじめとし、古記録類・奥書を援用して、医家の成立と、家説の存在・その内容とを考え、訓点資料における訓読法について言及してきた。これにより、典藥寮における学制は、大学寮の学制に準ずる形で存在したこと、家柄としての医家の存在と家説の存在、医書の訓読法の異同とその背景について家説の存在したことが認められるのである。

注1. 桃裕行「上代学制の研究」(昭和二十二年五月)。

小林芳規「代に於ける時漢籍訓読の國語史的研究」(昭和四十二年三月)。

注2. 主として医療活動について言及されたものに

服部敏良「奈良時代医学の研究」(昭和二十年七月)、「平安時代医学の研究」(昭和三十年四月)、「鎌倉時代医学史の研究」(昭和三十九年十一月)。

がある。本稿も、これに依る所が大である。

注3. 黒板勝美・国史大系編修会篇「新編国史大系・令義解」(昭

和五十二年六月)による。以下の「延喜式」・「類聚三代格」についても「新編国史大系」によった。

注4. 吉沢義則「國語説鈴」(昭和六年九月)三三八頁より三四〇頁。

中田祝夫「古点本の國語学的研究 総論篇」(昭昭二十九年五月)四六一頁より四六二頁。  
右の二書において、黄帝内經太素についての言及を認めることができるが、さほど詳しいものではない。

注5. 「文永元年七月廿三日於仙洞局曹以累葉當家之證本書寫訖」正四位下行兵庫頭兼安藝介和氣朝臣(種成花押)「一校了」同九月九日戌終刻於芝砌移踏了種成」弘安五年七月八日一見了(花押)」とある。

注6. 藤原行盛が、朱のヲコト点と墨の仮名を加点し、これに対して、丹波重基は、朱の庵点を付し、又、朱の仮名・ヲコト点等を加点するということから識別できる。尚、天養本医心方には、緑筆の訓点が加点されているが、この緑筆の点は丹波家の訓点であると考えられる。

注7. 拙稿「書陵部藏医心方の訓法―助字の訓法を中心として―」(『鎌倉時代語研究』第二輯 昭和五十四年三月)、「書陵部藏医心方・成實堂文庫藏医心方における付訓の基盤―和名類聚抄・本草和名との比較を通して―」(『鎌倉時代語研究』第三輯 昭和五十五年三月)

「付記」本稿は昭和五十四年度提出の修士論文の一部を改稿したものである。本稿を成すにあたり御指導戴いた小林芳規先生に深謝し上げる。―広島大学大学院博士課程後期在学―